

2026年1月7日現在

UNIKA VIE-PAN のサービス料金

12番通り工場、15番通り工場

タントアン輸出加工区内工場の月当たりのサービス料金は以下の通りです。

	法人化せずに入居	現地法人として入居	
建物利用料	5 ドル／m² (コワーキングスペース利用は基本料 100 ドルと都度利用料)		
管理業務基本料	2.1 ドル／m² (最低料金 680 ドル) ~		
共用施設利用料	14 ドル／人		
生産額比例管理費	5%	1% (税務コンサルティングサービスあり)	なし (税務コンサルティングサービスなし)
税務コンサルティングサービス料	—	680 ドル	

1. 建物利用料

5 ドル／m²

専有部分の面積に対して請求します。トイレ、非常階段は面積から除外します。

コワーキングスペース利用契約の建物利用料は **100 ドル** です。

コワーキングスペース利用時は所定の利用料を請求します。事前にご予約の上ご利用ください。ご利用時間は原則として弊社の営業日の業務時間内 (8 時~17 時) です。

	12番通り 52m² (20名程度)	12番通り 24m² (8名程度)
コワーキングスペース利用料	50 ドル／日	30 ドル／日

2. 管理業務基本料

2.1 ドル／m² *毎年1月1日に0.1 ドル値上げします。

最低料金は **680 ドル** です。 *毎年1月1日に30 ドル値上げします。

専有部分の面積に対して請求します。トイレ、非常階段は面積から除外します。

入退社・給与計算・社会保険等の労務関連サービス、物品購入補助・仮出金等の経理関連サービス、諸手続きに関する助言や代行等の監督官庁対応サービスを行います。

*法人化しているお客様は、税務コンサルティングサービス契約がある場合に上記サービスをご提供します。

管理業務基本料には以下の費用が含まれます。

- ①建屋に対して必要な消火器の保守費用（建屋に造作を加えた場合に発生する追加の消火器、設備や業務内容に応じて必要な消火器の用意はお客様の負担となります。）
- ②非常口案内灯と非常灯の保守費用（お客様の電源に接続します。また、建物に造作を加えた場合に追加の設置が必要な場合はお客様の負担となります。）
- ③消防訓練費用

3. 共用施設利用料

14 ドル／従業員 1 名 *毎年 1 月 1 日に 1 ドル値上げします。

共用施設利用料には以下の費用が含まれます。

- ①労働安全講習費用（管理者や設備に対する講習費用は除く）
- ②消防講習及び証明書申請費用
- ③救護講習及び証明書申請費用

*法人化している場合はお客様のご負担となります。

*コワーキングスペース利用契約の場合は請求いたしません。また、従業員がホーチミン市以外の医療機関を健康保険の指定病院とし、かつ日常的にユニカビーパンに出勤しない場合は請求いたしません。

4. 生産額比例管理費

4-1 法人化せずに入居する場合

1～3 及び操業経費の合計額の 5% (税関に登録する材料は 3%)

4-2 現地法人として入居する場合

なし

4-3 税務コンサルティングサービスの提供がある場合

操業経費（売上原価 - 材料費 + 販売費および一般管理費）の 1%

5. 税務コンサルティングサービス料

680 ドル *毎年 1 月 1 日に 30 ドル値上げします。

ベトナム法人に対して財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書）の作成と会計監査や税務調査に関するコンサルティングを行い、会計事務所や税理士事務所との業務を支援します。

領収書の発行、現金の出納・管理、記帳等の日常の経理業務及び銀行取引業務は原則として行いません。

輸出加工区外でのマネジメントサービス

タントアン輸出加工区外でレンタルオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース等を契約する場合の月当たりの料金は以下の通りです。

	法人化せずに契約	現地法人として契約
管理業務基本料	680 ドル	
生産額比例管理費	5%	1%
税務コンサルティングサービス料	—	680 ドル

1. 管理業務基本料

680 ドル *毎年 1 月 1 日に 30 ドル値上げします。

入退社・給与計算・社会保険等の労務関連サービス、物品購入補助・仮出金等の経理関連サービス、諸手続きに関する助言や代行等の監督官庁対応サービスを行います。

*法人化しているお客様は、税務コンサルティングサービス契約がある場合に上記サービスをご提供します。

2. 生産額比例管理費

2-1 法人化せずに契約

1 及び操業経費の合計額の 5%

2-2 現地法人として契約

操業経費（売上原価 - 材料費 + 販売費および一般管理費）の 1%

3. 税務コンサルティングサービス料

680 ドル *毎年 1 月 1 日に 30 ドル値上げします。

ベトナム法人に対して財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書）の作成と会計監査や税務調査に関するコンサルティングを行い、会計事務所や税理士事務所との業務を支援します。

領収書の発行、現金の出納・管理、記帳等の日常の経理業務及び銀行取引業務は原則として行いません。

以上